

## 新 消費者教育中核人材育成研修事業

くらし安全・消費生活課

### 1 実施目的

特殊詐欺や悪質な訪問販売・電話勧誘販売など多様化・複雑化する消費者トラブルに対処し、消費者被害を未然に防止するためには、身近な生活圏レベルでのきめ細やかな消費者教育が必要となるが、行政が実施する啓発やセミナーのみでは限界がある。消費者教育を県民に広く浸透させるためには、地域において消費者教育を担う消費生活サポーターや消費生活相談員等の協力が不可欠である。このような消費者教育の中核となる人材を養成するため、出前講座等での消費者教育を担えるレベルの知識の習得や、情報発信の方法、消費者トラブルへの対応方法などの研修を実施する。

### 2 実施内容

|     | 消費生活相談員等法的知識習得、事例研究研修                                   | 消費者教育中核人材育成研修   |
|-----|---|---|
| 概 要 | 消費者トラブルの問題解決に必要な法律知識、相談処理のノウハウ等、主に相談員として必要な知識、スキルを習得する。 | 消費者トラブルに関する個別分野の知識の習得や、事例、対象に合わせた効果的な情報発信方法等の消費者教育の実践者として必要な知識、スキルを習得する。  |
| 対象者 | 県の消費生活相談員等<br>(市町村消費者行政推進支援員を含む)<br>20名程度               | 消費生活サポーター、消費生活相談員等<br>(市町村消費者行政推進支援員を含む)<br>50名程度   |
| 内 容 | <u>国民生活センターの専門・事例講座を受講</u>                              | 民間法人に委託して実施<br><ul style="list-style-type: none"> <li>実施時期<br/>平成30年10月～平成31年1月の16日間（2日×8週）</li> <li>実施場所<br/>松本市（Mウイング）、<br/>長野市（北信消費生活センター）</li> <li>カリキュラム<br/>消費者契約法、インターネット取引、特定商取引、あっせん等の講義及び事例研究、コミュニケーション講座</li> </ul> <p>※委託にする理由<br/>研修目的を達成するためには、消費者関係法令・消費者問題に精通した講師の選任・依頼が重要であり、そのためには、類似の研修開催に豊富な経験と実績を有する民間法人に委託することが適当であるため。</p> |

**3 予算額 4,317千円 (国交付金 10/10 4,317千円) (臨) (プ)**  
(H29 1,516千円 (基金 1,335千円 一財 181千円) (政) (臨))  
(H29 2,902千円 (基金 816千円 国交付金 10/10 2,086千円)) (臨))